

文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の
基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の一部改正に伴い、介護現場の生産性向上に資する取組を推進するほか、管理者の兼務範囲の明確化、高齢者施設等と医療機関の連携強化及び運営規定等のウェブサイトへの掲載の義務付け等について、改正を行う。
- (1) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後 (案)	現行
目次	目次
第一章～第六章 (略)	第一章～第六章 (略)
付則	付則
第一条～第六条 (略)	第一条～第六条 (略)
(管理者)	(管理者)
第七条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第七条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
2 (略)	2 (略)
第八条～第九条 (略)	第八条～第九条 (略)
(利用定員等)	(利用定員等)
第十条 (略)	第十条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは_____健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）

_____ 第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設

_____の運営（第四十五条第七項及び第七十二条第九項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第十一条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは_____他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）

_____ 附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六

条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十五条第六項において同じ。）の運営（_____同条第七項及び第七十二条第九項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第十一条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

第三十四条～第四十条（略）

（記録の整備）

第四十一条（略）

2（略）

一（略）

二 第二十二條第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第四十三條第十一号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

—

四 第二十五條の規定による区への通知に係る記録

五 第三十七條第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十八條第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七（略）

第四十二条（略）

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第四十三条（略）

一～九（略）

十 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十二（略）

第三十四条～第四十条（略）

（記録の整備）

第四十一条（略）

2（略）

一（略）

二 第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

三 第二十五條に規定する区への通知に係る記録

四 第三十七條第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十八條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六（略）

第四十二条（略）

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第四十三条（略）

一～九（略）

（新設）

（新設）

十（略）

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第四十四条 (略)

(従業者の員数等)

第四十五条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護事 業所に中 欄に掲げ る施設等 のいずれ かが併設 されてい る場合	指定認知症対応型 共同生活介護事業 所、指定地域密着 型特定施設、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定 介護老人福祉施 設、介護老人保健 施設_____	介護職員

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第四十四条 (略)

(従業者の員数等)

第四十五条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護事 業所に中 欄に掲げ る施設等 のいずれ かが併設 されてい る場合	指定認知症対応型 共同生活介護事業 所、指定地域密着 型特定施設、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定 介護老人福祉施 設、介護老人保健 施設、 <u>指定介護療 養型医療施設（医 療法（昭和二十三 年法律第二百五 号）第七条第二項 第四号に規定する 療養病床を有する 診療所であるもの</u>	介護職員
---	---	------

_____に従事することができるものとする。

2～3（略）

第四十七条～第五十三条（略）

（身体的拘束等の禁止）

第五十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 _____ を行ってはならない。

2（略）

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 _____ に実施すること。

以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2～3（略）

第四十七条～第五十三条（略）

（身体的拘束等の禁止）

第五十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。） _____ を行ってはならない。

2（略）

（新設）

第五十五条～第六十三条（略）

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第六十四条（略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第六十四条の二 指定介護予防小規模多機能

型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第六十五条（略）

2（略）

一～二（略）

三 次条において準用する第二十二條第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第五十四條第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第二十五條の規定による区への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十七條第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三十八條第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八（略）

第五十五条～第六十三条（略）

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第六十四条（略）

（新設）

（記録の整備）

第六十五条（略）

2（略）

一～二（略）

三 次条において準用する第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第五十四條第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第二十五條に規定する区への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十七條第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三十八條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八（略）

第六十六条～第七十二条（略）

（管理者）

第七十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____の職務に従事することができるものとする。

2～3（略）

第七十四条～第七十九条（略）

（管理者による管理）

第八十条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第八十一条～第八十三条

（協力医療機関等）

第八十四条（略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体

第六十六条～第七十二条（略）

（管理者）

第七十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2～3（略）

第七十四条～第七十九条（略）

（管理者による管理）

第八十条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第八十一条～第八十三条

（協力医療機関等）

第八十四条（略）

（新設）

<p><u>制を、常時確保していること。</u></p>	
<p><u>二 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>7 (略)</u></p>	<p><u>2 (略)</u></p>

8 (略)

第八十五条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第八十六条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第七十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第七十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十五条の規定による区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(準用)

第八十七条 第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十九条の二、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条から第四十条まで（第三十八条第四項及び第四十条第五項を除く。）、第五十七条、第六十条、第六十二条及び第六十四条の二の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第二十九条の二第二項、第三十二条第二項第一号及び第三号、第三十三条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中

3 (略)

第八十五条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第八十六条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第七十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第七十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十五条に規定する区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(準用)

第八十七条 第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十九条の二、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条から第四十条まで（第三十八条第四項及び第四十条第五項を除く。）、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第二十九条の二第二項、第三十二条第二項第一号及び第三号、第三十三条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中

「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十七条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第四十条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第五十七条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第八十八条～第九十二条（略）

（電磁的記録等）

第九十三条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十五条第一項（第六十六条及び第八十七条において準用する場合を含む。）及び第七十七条第一項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

_____により行うことができる。

2（略）

付 則（令和六年 月 日条例 号）

「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十七条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第四十条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第五十七条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第八十八条～第九十二条（略）

（電磁的記録等）

第九十三条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十五条第一項（第六十六条及び第八十七条において準用する場合を含む。）及び第七十七条第一項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2（略）

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二項第二号及び第九十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三十三条第三項（第六十六条及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間、新条例第五十四条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第六十四条の二（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六十四条の二中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。